

UBC情報

No. 130

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年4月1日(金)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753



継続雇用の対象基準に係る特例が終了

平成18年4月から施行された改正高年齢者雇用安定法により、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止、のいずれかの措置を講じることが義務付けられています。

多くの企業が導入している継続雇用制度は、労使協定により希望者全員ではなく、対象者の基準を定め、該当者だけを継続雇用することも認められていますが、労使の協議が調わない場合の特例として、就業規則により基準を定めることができました。

中小企業(常用労働者300人以下)に対する特例措置は23年3月31日で終了となるため、就業規則に対象者の基準を定めている企業で、引き続き基準を設けて継続雇用制度を導入する場合には、労使協定を締結する必要があります。

Q & A

Q. 対象者基準を就業規則により定めている場合、3月31日までにどうすればいい?

A. 「定年の引上げ」、「定年の定め廃止」、「希望者全員の継続雇用制度の実施」、「継続雇用制度の対象者に係る基準について労使協定を締結」のいずれかに取り組む必要があります。

Q. 当分の間定年を迎える者がいない場合も労使協定の締結が必要?

A. 定年を迎える方の有無にかかわらず、基準を定める場合には労使協定が必要となります。

Q. 労使協定で定めた場合は、労働基準監督署に届ける必要はある?

A. 就業規則の「退職に関する事項」に該当するため、就業規則の変更を届け出る必要があります。



被災した中小企業等への対策は



東北地方太平洋沖地震では、広い範囲で大きな被害が発生していることから、激甚災害に指定され、被災した中小企業者対策については、全国を対象に実施されます。

売上減少など間接的被害も融資の対象に

日本公庫及び商工中金による災害復旧貸付については、事業所または主要な事業用資産に直接損害を受けた方だけではなく、被害を受けた方の影響により売上が大幅に減少している等で、当該事実の証明を市町村等から受けた方を対象に別枠で融資を行うものです。特段の措置として、融資額1千万円を上限に3年間、基準金利から0.9%の引下げが行われます(3年間)。

また、信用保証協会による災害関係保証では、事業用資産に直接被害を受けた中小企業等を対象に一般保証とは別枠で100%保証します(市区町村等が発行する罹災証明が必要)。

その他、既往債務の返済条件等への対応や、小規模企業共済による災害時貸付の適用などが行なわれています。

雇用調整助成金の利用も

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金）については、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受けて、一時的に休業等を行った場合も、助成対象になります。

交通手段の途絶により、原材料の入手ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合や、計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合など「経済上の理由」がある場合に利用することができます。また、支給要件の緩和も行なわれています。



寄付金や災害見舞金等を支出した場合は

東北地方太平洋沖地震に関して、日本赤十字社等の募金団体が募集する地方公共団体向けの義援金や、中央共同募金会が募集するNPO法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金は、寄附金控除等の対象となります。

個人は、寄付金（所得金額の40%が上限）から2千円を控除した金額を所得から控除でき、法人は、全額が損金算入の対象となります。

また、法人が被災した取引先等に対して取引関係の維持、回復を目的として、災害見舞金や事業用資産の供与等を行なった場合の費用や、売掛金や貸付金などを免除したことによる損失は、交際費等には該当せず、損金にすることができます。



競合他社ではなくお客様を意識

競合他社の動向や戦略は何かと気になるものですが、ライバルに負けまいと必要以上に意識してしまうことで、自社の方針に合わない事を始めてしまったり、相手の土俵で勝負してしまうなど、ライバルに振り回された経営になってしまうケースもあります。

商品を買ってくれるのは、ライバルではなくお客様ですから、ライバルを意識するのではなく、お客様がいかに喜ぶかを意識し、軸のぶれない経営姿勢が大切です。



【建設業界ニュース】



資金繰り支援・全額保証6ヶ月継続～経済産業省

経済産業省は、今後の中小企業の資金繰り支援策を公表した。リーマン・ショック後の08年10月に導入、適用基準を一時的に緩和して民間金融機関融資の全額を保証する「緊急保証制度」が期限切れとなる4月以降も、建設業など48業種を対象に、9月末までの6ヶ月間は全額保証を継続する。また、政府系金融機関による直接貸付も拡充する。これらの対応により、中小企業の資金繰りに万全を期したい考えである。

UBC社福情報

No. 130

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年4月1日(金)

発行元 (有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717

Fax:0836-33-6753

トピックス

厚生労働省、保育所入所待機児童者数を発表

厚労省は3月8日、全国の保育所入所待機児童数を発表しました。これは、平成22年10月1日時点の待機児童数で全国の合計が48,356人に上り、前年同月の46,058人から2,298人増でした。都道府県と政令指定都市の平成21年と平成22年の10月1日時点の待機児童数の上位5カ所と、21年度から22年度にかけてのこれら上位5つの都道府県、政令指定都市における保育所の設置数及び定員数の増減について下にまとめました。

待機児童数の推移比較では都道府県と政令指定都市ともにほぼ横ばいの状態となっていますが、(表3)の通り、これらの自治体の保育所数と定員数はすべて増加しており、中でも東京都については年間で4,383人も定員が増加しているにもかかわらず、22年度の待機児童数に変化が無く根本的な解消策となっていないことがうかがえます。

また22年度の待機児童調査では初めて、東京都が設置している認証保育所など、地方独自の保育施設を利用している児童数についても調査を行っており、都道府県では東京都が5,527人と最も多く、次いで埼玉県が1,261人、政令指定都市では横浜市が最も多く1,411人、次いで川崎市が1,142人でした。

このような待機児童数推移は毎年厚労省から公表され、メディアでも報道されていますが、根本的な問題として、そもそもこれらの待機児童数には「初めから入所をあきらめて申し込みさえ行っていない待機児童数」が含まれていないため、定員が増加してもその分潜在的な待機児童数が表面化しているに過ぎないといった状況があります。これらの潜在的待機児童数を含めると、この数倍の待機児童がいることが想像されています。

(表1)待機児童数の多い都道府県上位5ヶ所

| 平成21年度 | | 平成22年度 | |
|--------|--------|--------|--------|
| 東京都 | 11,436 | 東京都 | 11,499 |
| 沖縄県 | 2,699 | 沖縄県 | 2,695 |
| 埼玉県 | 2,037 | 埼玉県 | 1,943 |
| 神奈川県 | 1,759 | 大阪府 | 1,886 |
| 大阪府 | 1,701 | 神奈川県 | 1,808 |

(表2)待機児童数の多い政令指定都市上位5ヶ所

| 平成21年度 | | 平成22年度 | |
|--------|-------|--------|-------|
| 横浜市 | 2,414 | 横浜市 | 2,493 |
| 川崎市 | 1,490 | 名古屋市 | 1,766 |
| 名古屋市 | 1,249 | 川崎市 | 1,692 |
| 大阪市 | 1,144 | 札幌市 | 1,384 |
| 札幌市 | 952 | 大阪市 | 1,060 |

(表3)都道府県・政令指定都市上位5つの保育所設置・定員の状況

| | 施設数 | | 増減 | 定員数 | | 増減 |
|------|-------|-------|----|---------|---------|-------|
| | 21年 | 22年 | | 21年 | 22年 | |
| 東京都 | 1,705 | 1,740 | 35 | 169,184 | 173,532 | 4,348 |
| 沖縄県 | 369 | 372 | 3 | 29,888 | 30,748 | 860 |
| 埼玉県 | 740 | 755 | 15 | 64,021 | 65,537 | 1,516 |
| 大阪府 | 620 | 623 | 3 | 65,996 | 66,596 | 600 |
| 神奈川県 | 290 | 295 | 5 | 28,375 | 29,118 | 743 |
| 横浜市 | 420 | 436 | 16 | 36,871 | 38,295 | 1,424 |
| 川崎市 | 144 | 161 | 17 | 13,605 | 14,675 | 1,070 |
| 名古屋市 | 284 | 286 | 2 | 32,858 | 33,128 | 270 |
| 大阪市 | 361 | 382 | 21 | 41,296 | 44,020 | 2,724 |
| 札幌市 | 193 | 196 | 3 | 17,385 | 17,950 | 565 |

(参考：厚労省HP「保育所入所待機児童者数」ほか)

政府は2月15日、地域を限定して規制緩和や財政支援を行う「総合特区」制度創設のため「総合特区区域法案」を閣議決定しました。この特区は、規制緩和や税制上の優遇措置をとることで、国際競争力の高い産業を育てる「国際戦略総合特区」と、地域の先進的な取り組みを支援する「地域活性化総合特区」の二つに分類しています。後者の中では、民間企業による特別養護老人ホーム(以下「特養」と表記)の設置を老人福祉法の特例として認め、PFI法に規定する企業が都道府県知事の認可を受けて設置できるようにすることが挙げられており、民間参入を促して深刻化する「施設不足」の解消につなげることがねらいです。

特区申請手続きの流れとしては、まず都道府県(自治体)が申請して政府が地域を指定し、その後指定を受けた自治体において事業者等が自治体に認可申請を行う流れです。認可に際しては「区域内の入所定員総数が必要入所定員総数を下回る」など特別養護老人ホームが不足していることを条件とした上で下記の審査が義務付けられます。

総合特区の特例措置としては、このほか税制の優遇策として特区内の企業が機械や設備を新たに取得したとき、法人税を減税する仕組みを導入し、貧困や森林再生などの社会問題に取り組む中小企業に出資した個人が、所得控除を受けられる制度もつくりまします。当法案が今国会で成立すれば、政府は7月にも総合特区を指定する方針です。

前述のとおり今回の総合特区による規制緩和は、社会福祉法人以外の者が第1種社会福祉事業に参入することを認める非常に重要なものです。現段階で公表されている情報に基づいた課題や影響としては、「サービスの長期的な安定供給」と「優先入所」等への対応をどのように担保するのか不明な点や、業績悪化や事業者の勝手な論理で判断がなされる懸念もあるようで、さらに資金使途制限や所得税法に基づく法人税等の課税の有無、建設に伴う公的助成の有無などの論点も挙げられています。一方で今後、多くの民間事業者の特養の運営への参入が見込まれることから、より利用者が介護の質やサービスに基づいて施設や法人を選びやすく選択肢が増えることも期待されています。今後の法人運営では、これまで以上に質の高い介護やサービス提供できる体制作りが求められていくことでしょう。

審査基準

老人福祉法17条の施設最低基準に適合する
 必要な経済的基礎がある
 経営者が社会的信望を有する
 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業の経験・熱意・能力を有する
 特養の経理が他の経理と分離できるなど
 その性格が社会福祉法人に準ずる
 脱税その他不正目的で経営するものでない

【用語解説・PFI法】

民間の資金やノウハウを活用して、公共施設の

整備や建設、維持管理、運営などを行い、また、公共サービスの提供を行う手法を定めた法律
 (参考:2月10日 朝日新聞)

社会福祉法人への寄附に関する税額控除

新たに平成23年分から開始へ

社会福祉法人に対する寄附金について、新たな控除方式が23年分から適用されることとなりました。一定の要件を満たした社会福祉法人に対する個人からの寄附にも適用されることとなり、現行の所得控除方式に加えて以下の税額控除方式を選択できるようになりました。

現行の所得控除方式 **寄附金額(所得の40%を限度)** **2,000円を所得から控除**

創設された税額控除方式 **(寄附金額 2,000円) × 40%を税額から控除**

これは「平成23年度税制改正大綱」において示されたもので、一定の要件として 年間で3,000円以上の寄附者数が年間平均100人以上、または年間総収入金額に占める寄附金収入総額が1/5以上であること、事業報告書、役員名簿、定款などを情報公開していること、が挙げられています。これはNPO法人が認定NPO法人となるために必要な要件の一部で、認定NPO法人制度においては要件の算定期間が5年間と定められており、この期間内の平均で と を満たしている必要があります。社会福祉法人においてもこの算定期間を導入するか、という点や年間の総収入の1/5以上の寄附金収入を得ている社会福祉法人が全国でほとんど存在しないのではないか、という点など、課題も残されているようです。

(参考:平成23年3月3日社会・援護局主管課長会議資料、認定NPO法人制度の概要)